

広島県告示第三百三十四号

介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第十一号）第十四条第三項第三号及び第三十八条第三項第三号の規定により、指定介護療養型医療施設における入院患者が選定する特別な病室の提供に係る基準を次のように定める。

平成二十四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 特別な病室の内容及び基準について

- 1 特別な病室の定員が、一人又は二人であること。
- 2 当該指定介護療養型医療施設の特別な病室の定員の合計数を介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第三百二十八条の規定に基づき知事に提出した運営規程（6において「運営規程」という。）に定められている入院患者の定員で除して得た数が、おおむね百分の五十（国が開設する病院又は診療所であるものにあつては百分の二十、地方公共団体が開設する病院又は診療所であるものにあつては百分の三十）を超えないこと。
- 3 特別な病室の入院患者一人当たりの床面積が、六・四平方メートル以上であること。
- 4 特別な病室の施設、設備等が、利用料のほかに特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を入院患者から受けるのにふさわしいものであること。
- 5 特別な病室の提供が、入院患者への情報提供を前提として入院患者の選択に基づいて行われるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものではないこと。
- 6 特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額が、運営規程に定められていること。

二 その他

- 1 一に掲げる特別な病室の提供に当たっては、指定介護療養型医療施設における居住及び食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成二十四年広島県告示第三百三十一号）以下「指針」という。）二一に規定する居住に係る利用料の追加的費用であることを入院患者又はその家族に対し、明確に説明した上で契約を締結すること。
- 2 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスのイ(1)から(4)までの注十一、イ(1)から(4)までの注十二、ロ(1)及び(2)の注八、ロ(1)及び(2)の注九、ハ(1)から(3)までの注六、ハ(1)から(3)までの注七に定める者が入院するものについては、特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を入院患者から受けることはできないものとする。